

項番	質問内容	回答
1	<p>■ 令和3年度制度改正(電子納税の税目拡大、QRコード利用環境整備)</p> <p>【記載内容】 01-01 システム改修概要書(電子納税の税目拡大、QRコード利用環境整備).docx 3 スケジュール (2)外部機関との調整① ・仕様の提示時期(地方税共通納税システムの外部インタフェース等の仕様) ：初回版 令和4年1月末頃予定</p> <p>【確認事項】 要件資料である赤入れ資料に上記内容は反映されていると考えてよいでしょうか。</p>	反映されておりません。
2	<p>■ 令和3年度制度改正(電子納税の税目拡大、QRコード利用環境整備)</p> <p>【記載内容】 01-01 システム改修概要書(電子納税の税目拡大、QRコード利用環境整備).docx 5 補足 (1)地方税共通納税システムの外部インタフェース仕様書(確定版)の公開予定日は現時点で未定である。それまでの間、上記仕様が確定しないため、今後、基幹系情報システムの改修内容についても、変更が生じる可能性がある。 (4)改修期間について 地方税共通納税システムの団体向けインタフェース仕様書(修正版)の公開は令和4年の3月末だが、改修後システムの稼働開始は令和5年の2~4月を予定しており、改修の期間は9か月程度しかない。また、3月以降の仕様書修正の予定は不明である。要件の変更等も想定されることから、過密な改修日程になることが予想される。 見積書の作成にあたっては、この点も十分に考慮したものとする必要がある。</p> <p>【確認事項】 本改修の進め方としては、貸出資料を前提とした作業を行い、作業期間内に発生する変更に関しては、別途調整を行うという認識で宜しいでしょうか。 追加過不足・認識違いがある場合は見積もりに反映する必要がありますので、本案件での内容につきましてお示し願います。</p>	ご認識の通りです。 項番1のご質問にも関係しますが、公開された仕様にて別途調整をさせていただきます。